

京都市訓令甲第13号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表福祉介護課長の項第6号及び京北出張所長の項第25号中「京都市乳幼児医療費支給条例」を「京都市子ども医療費支給条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)